

(別紙1)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の改定について  
意見募集期間 : 平成24年12月11日～平成24年12月28日  
意見等の提出件数 : 3件(3人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章2 現行計画 の改定の 必要性 (P.2)	現行計画とありますが、平成22年度で期限が切れているのではないのでしょうか。	1	(ご意見を反映) 平成15年8月に策定した計画は、平成22年度を目標年度にしておりました。今回の改定にあたり、現行計画は前計画となりますので、「現行計画」を、「前計画」に表現を改めます。
第2章4 目標達成 に必要な 削減量 (P.3)	環境基準を達成するために、二酸化窒素を5,914t/年、粒子状物質を288t/年削減するとあるが、測定データを見るとほとんど達成出来ているなかで、本当にこれ程の量を削減しなければならないのか。 削減するために新しい車を使えと言われても、中小の事業者は買い替える余裕がない。	1	(既に盛り込み済み) 現在でも環境基準を超過している測定局や、超過する恐れがある測定局が存在しています。これらの測定局を含め、対策地域内において安定的に環境基準を確保するためには、記載している削減量が必要であることがシミュレーションによって算出されております。 排出基準に適合しない車両が、一定期間経過後に車検の更新ができなくなる「車種規制」については、強化の予定はありません。また、条例による運行規制も従前どおりの制度を継続することとしています。 また、車両の買い換え等に対する支援については、計画案20ページに記載しましたとおり、補助や低利融資のあっせん等の支援を行います。
第3章6 人流の状 況(2)輸 送機関別 人員流動 量 (P.16)	県内→県内移動で、航空が0%になっていますが、但馬空港と伊丹空港の間の移動は入らないのですか。	1	(ご意見を反映) 但馬空港－伊丹空港間の人員流動量は、出典の「貨物・旅客地域流動調査」で、伊丹空港(大阪国際空港)が大阪府分に集計されているため、県内→県外および県外→県内の数値に含まれております。 表の下に、「出典資料では、大阪国際空港(伊丹空港)は大阪府分に計上されているため、但馬－伊丹間の流動量は、県内≠県外に含まれている。」との注釈を加えます。